

Insights for Your Business

さすてな経営会計事務所

# magazine Plus

01

Jan 2026

TAKE FREE

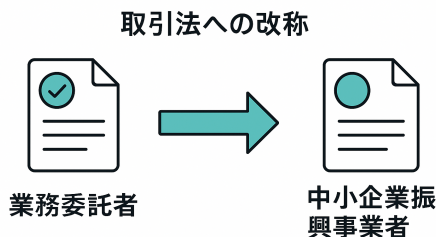


## TOPICS

振込手数料の 売手負担が禁止に  
健康保険証が終了へ 3つの新方式に対  
応を

# 振込手数料の 売手負担が禁止に

令和8年1月施行の取引法改正では、振込手数料の売手負担が禁止に。経理・税務の見直しが重要です



令和8年1月1日施行の改正により、「下請法」は通称を取引法へ変更し、委託事業者と中小企業振興事業者という表記が導入されます。さらに従業員基準が追加され、適用対象が拡大されました。



従来は、書面合意があれば振込手数料を売手負担とすることができました。しかし、新たな取引法では合意の有無を問わず、委託事業者が売手に手数料を負担させることが禁じられます。



- 発注日が令和8年1月1日以降の取引から適用されます。
- 経理処理上、売上値引き等の調整が不要になる可能性があります。
- 消費税やインボイス対応も処理方法の見直しが必要になります。

## ここがポイント!

- 令和8年1月以降の取引に適用
- 振込手数料の売手負担は禁止に
- 経理・税務処理の対応を要確認

# 健康保険証が終了へ 3つの新方式 に対応を

2025年12月で現行の健康保険証は廃止。今後求められる3つの提示方法を確認し、早めの対応を進めましょう。



マイナ保険証は、マイナンバーカードを保険証として利用する方式です。事前に**利用登録**を行い、医療機関の**顔認証付き機器**でカードをかざせば、資格確認が完了します。

カードの**紛失**や**電子証明書**の失効時は使用できないため、状態管理が重要です。



2025年  
9月以降

スマホ保険証は、2025年9月以降に順次利用が始まる新たな方式です。スマートフォンに**マイナンバーカード**を追加し、同様に機器にかざすことで利用できます。

スマホを使っても、マイナンバーカード本体は引き続き使えます。



資格確認書は、マイナンバーカードを持たない方や登録をしていない方に交付される**紙の保険資格証明**です。

高齢者や障害者など、マイナ保険証の使用が困難な方も交付対象です。**有効期限**があるため、更新を忘れずに。

## ここがポイント!

- ・健康保険証は2025年12月で廃止
- ・マイナ保険証とスマホ保険証は事前登録が必要
- ・資格確認書は有効期限に注意